

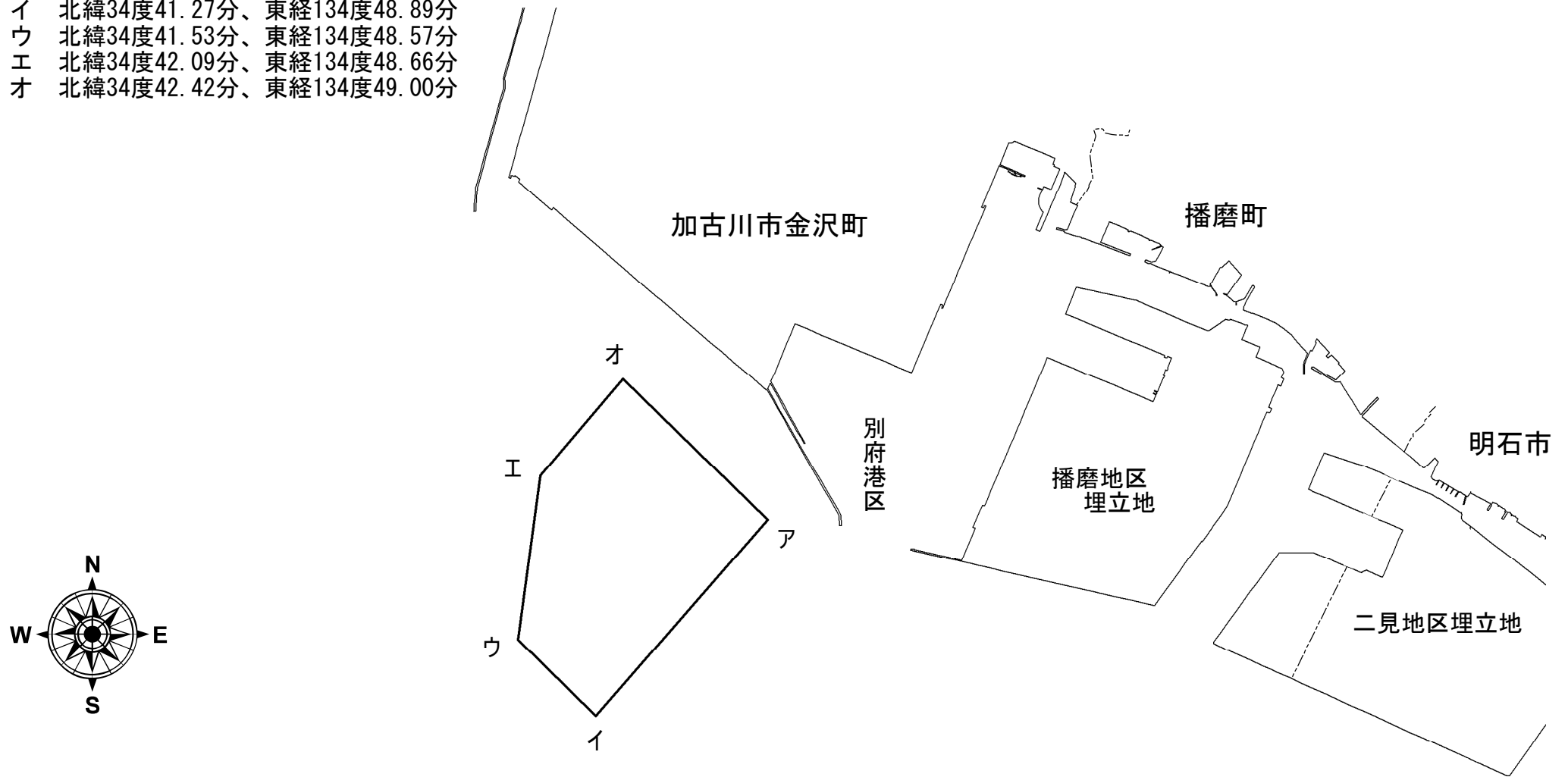
1		表 示			表示 番号	表 示	
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月 1日から 平成35年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 平成30年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで			
	主な漁獲物		わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで			
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区		先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第13号		摘 要	

免許番号		区第13号		摘要				
共 有 漁 業 権 事 項								
持分	漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		備 考
	順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合						
		明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合						
		明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合						
		加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合						
		加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合						

免許番号 区第13号
漁場の位置 東播磨港加古川地区埋立地地先
免許の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度41.94分、東経134度49.60分
イ 北緯34度41.27分、東経134度48.89分
ウ 北緯34度41.53分、東経134度48.57分
エ 北緯34度42.09分、東経134度48.66分
オ 北緯34度42.42分、東経134度49.00分



平成30年9月1日 免許
区第13号漁場

